

令和7年度 年末年始無災害運動を開催します！

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で55回目を迎えます。一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、作業前点検、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。年末年始に実施する事項として、経営トップによる安全衛生方針の決意表明、安全衛生パトロールの実施、機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施、年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え、年始時期の作業再開時の安全確認の徹底等が挙げられています。また、凍結した地面での転倒など、冬季特有の労働災害が多発します。吸湿性のあるマットや手すりの設置、事業場内の危険箇所のマップの作成・周知などを促進し、冬季災害を撲滅しましょう！



中央労働災害防止協会 HP



長野労働局 HP「冬季労働災害防止特設コーナー」

ストレスチェックを実施しましょう！

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場について、ストレスチェックを実施することが義務付けられています。今まで、労働者50人未満の場合は努力義務とされていましたが、**改正労働安全衛生法が公布された令和7年5月以降3年以内に政令で定める日に施行されます。**

ストレスチェックの大まかな流れとしては、①実施方法等を策定する ②質問票の配布、回答 ③ストレス状況の評価 ④結果の通知 ⑤集団分析(努力義務) ⑥職場環境の改善 という流れです。③において、高ストレス者から面接指導を希望する申出があった場合については、医師による面接指導が義務となり、結果に応じて就業場所、作業の転換等の措置を講ずる必要があります。また、労働者50人以上の場合は、電子申請により、実施状況の報告が必要です。ストレスチェックの導入については、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」などの相談窓口をご活用ください。

ストレスチェック制度
実施マニュアル**サブロク協定 年間の時間外労働時間数もチェックしていますか？**

時間外労働及び休日労働に関する協定(通称サブロク協定)、皆様の会社にはございますか？サブロク協定は、法定労働時間を超えて残業してもらう場合、法定休日出勤をしてもらう場合には必要な書類・手続きですので、多くの会社さんで協定されているのではないのでしょうか。

では、自社のサブロク協定の中身について、しっかり理解できていますか？
なんとなく、「月〇〇時間を超えなければ大丈夫」とだけ理解していませんか？
サブロク協定には、年の残業時間数も協定されています。月の時間だけの管理では、いつの間にか年の上限を超えてしまい、労働基準法違反になってしまうおそれがあります。
年の残業時間数も、サブロク協定の起算日から適切に通算して管理するようお願いします。
なお、特別条項付きの場合、年の上限時間を延長するにも手続きが必要ですのでお忘れなく！



時間外労働の上限規制わかりやすい解説

15ページのチェックリスト
をご活用ください**障害者就職相談会のご案内**

障害者就職相談会につきまして、下記の日程で開催いたします。
障害者雇用を希望している事業所であれば申込が可能です。

- 開催日・・・令和8年1月29日(木)
- 開催場所・・・佐久市市民創錬センター
- 開催時間・・・13:00～16:00
- 募集企業数・・・12社程度
- 参加申込期限・・・令和7年12月19日(金) ※メールか郵便でお申込みください。

E-mail: sakusenmon@mhlw.go.jp

【問い合わせ先】ハローワーク佐久 専門援助部門

TEL: 0267-62-8609 (部門コード44#)

【編集後記】過重労働解消キャンペーン月間です。労働時間の上限規制の適用猶予が終わり、1年半。「自分は大丈夫。働けるんだから、働きたいだけ、働かせて欲しい」という声も聞きますが、「本当に大丈夫」なのでしょうか？知らぬ間に体と心の衰えは進行します。自分に適した睡眠時間を確保し、健康障害防止に努めましょう。

**【発行】**

小諸労働基準監督署
〒384-0017 小諸市三和1-6-22
佐久公共職業安定所
〒385-8609 佐久市原565-1